様式第２号

# 景観チェックリスト

◎･･･具体的配慮の記入必須事項

| １．公共事業に共通の設備等に関し留意すべき事項 | | |
|---|---|---|
| 共通要素（個別事項） | | 具体的配慮 記入 |
| 法面 | ＜基本方針＞<br>できる限り緩やかな勾配とし、在来種による緑化を施す等により原地形や既存植生になじませる。 | |
| | ＜具体的方向＞<br>①原地形との調和<br>□ 法面は、できる限り統一した植生工による表面処理と原地形への取付けの工夫により、違和感のないものとする。<br>□ 法尻、法肩部に季節感を考慮した低木や花木などの植栽を行う。<br>◎ 法面は緑化可能な勾配とし、必要最小限の規模となるように計画する。<br><br>②緑化の方法<br>■ 表土の復元などにより、法面に既存植生を回復させる。<br>□ 植生タイプを統一することにより、周辺植生と調和させる。<br>□ 視覚的な連続性を高めるため、周辺とのコントラストを考慮した植栽構成とする。<br>■ 既存樹木をできる限り多く残すことにより既存植生と調和させる。 | 掘削はオーバハング部の除去等必要最小限とする。<br><br>・表土及び植生が乏しい箇所には、植生マット・植生基材吹付により日本産在来種子を用いて緑化を図る。<br>・鹿の食害により裸地化している箇所も見られることから、鹿対策ネットを併用し植生回復を図る。 |
| ~~擁壁~~ | ＜基本方針＞<br>自然素材（木、石等）を利用し、緑化などとの併用により、周辺景観になじませる。 | |
| | ＜具体的方向＞<br>①周辺景観との調和<br>□ 緑化ブロックを使用し、植栽で周辺と調和させる。<br>□ 自然石、地場産素材の活用、植栽の併用を複合的に取り入れる。<br>◎ 擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、必要最小限の規模となるよう計画する。<br>②緑化の方法<br>□ つる性植物による緑化により擁壁面を被覆し、構造物による違和感を軽減する。<br>□ 擁壁前面に植栽スペースを設置し、壁面を遮へいすることで、圧迫感を低減する。<br>□ 擁壁の天端に植栽することで構造物が与えやすい周辺への違和感を和らげる。 | |
| ~~護岸~~ | ＜基本方針＞<br>できる限り自然環境の保全を考慮し、親水性の確保、自然環境との調和を図る。 | |
| ~~防護柵~~ | ＜基本方針＞<br>認知されやすい施設であり、周辺景観の阻害要因となりやすい。視野の確保、美観の向上を考慮した上で、構造、形態、意匠、色彩に配慮し、周辺景観になじませ、地域特性の創出を図る。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | ＜具体的方向＞<br>①周辺景観との調和<br>□　眺望をできる限り遮らず、透過性の良い構造とする。<br>□　周辺と同化するような色彩とし、植栽を併用するなどして周辺景観となじませる。<br>②地域特性の演出<br>□　地域の自然素材（石、木材等）を利用するなど、周辺景観になじませる。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | ＜具体的方向＞<br>①緑空間の保全<br>□　高低木の配置、草花、花木、自然石等の活用に複合的に取組み、緑の空間を創出する。<br>②緑化の方法<br>■　地域の植生構成、在来樹種を踏まえた植栽計画とし、土壌、気象条件に適合した樹種選定を行う。<br>◎ 緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行う。<br>◎ 植栽については、周辺の既存植生に調和したものとする。 | |
| ~~占用行為~~ | ＜基本方針＞<br>公共用地における工作物の占用行為については、比較的小規模で多様性があるため、位置や形態、意匠、色彩等の統一が図りにくい。集合化、植栽による修景、目立たない色彩選定、地下埋設等を図り、周辺景観と調和させるよう指導する。 | |
| | ＜具体的方向＞<br>①周辺景観との調和<br>□　電柱、電線類は、できる限り地中化する。<br>□　アーケード、屋外広告物は、規模、色彩等をできる限り統一する。<br>□　電話ボックス、バス停留所等は、地域、沿線の特性に調和させる。 | |
| ~~維持管理~~ | ＜基本方針＞<br>施設、植栽の維持管理については、計画的な修繕、補修、手入れを行い、地域景観に調和した形態、意匠、生態を維持する。 | |
| | ＜具体的方向＞<br>①施設の維持管理<br>□　施設の維持管理は、老朽化時期の違いなどから単独で行われることが多い。周辺景観に調和させ、部分的な不統一感を生じさせないよう、ある程度の計画性を持って、素材、色彩等をできる限り統一する。<br>②植栽の維持管理<br>□　育成、維持、更新の各段階でそれぞれ必要となる管理行為を着実に行い、長期的、定期的、安定的な維持管理を実施する。 | |

2．公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項

| 施設別要素 | | 具体的配慮 記入 |
|---|---|---|
| 急傾斜地崩壊対策施設 | ＜基本方針＞<br>急傾斜地崩壊対策施設や山腹工は、土砂崩れから人家を保全し、地域住民の生命・財産を保護することを目的としていることから、設置箇所や構造についての配慮は困難である。<br>しかし、地域環境と密接に関係する施設であるため、施設の設置にあたっては、地域環境への影響を考慮し、地域の自然と融合が図れるよう景観上の配慮を行う。 | 地形に合わせて施工できる工法とし、掘削はオーバーハング部の除去等最小限とする。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ＜具体的方向＞<br>①擁壁工<br>□ 擁壁工については、人家背後に設置されることから、不特定多数の人目を引くことは少ないが、擁壁工のコンクリート面が目に付きやすい場合には、コンクリート壁面の表面処理や自然環境に配慮した間伐材等の活用、つる性植物等による被覆、植生ブロックの設置、施設周辺の植栽等の対策を行う。<br><br>②法面工<br>■ 法面は、原則として緑化することとし、コンクリート吹き付けは避ける。<br><br>■ 緑化は、原則として在来種で行う。 | 法枠内は植生基材による緑化を行う。<br>ただし、法枠施工基面から約２ｍ程度の法枠内は、人家等に近接していることから、モルタル吹付を行い崩落を防止する。<br><br>法面緑化にあたっては日本産在来種を利用し、鹿の食害対策を併用し植生回復を図る。 |

備考 「２．公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項」については、該当する施設部分のみを記載し、その他の部分は削除すること。